

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第2項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年8月12日
【四半期会計期間】	第13期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）
【会社名】	アルピコホールディングス株式会社
【英訳名】	ALPICO HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 曲淵 文昭
【本店の所在の場所】	長野県松本市井川城二丁目1番1号
【電話番号】	0263-26-7100（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 塚田 進
【最寄りの連絡場所】	長野県松本市井川城二丁目1番1号
【電話番号】	0263-26-7100（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 塚田 進
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第1四半期連結 累計期間	第13期 第1四半期連結 累計期間	第12期
会計期間	自2019年4月1日 至2019年6月30日	自2020年4月1日 至2020年6月30日	自2019年4月1日 至2020年3月31日
営業収益 (千円)	24,668,822	21,064,395	98,844,770
経常利益又は経常損失( ) (千円)	67,874	1,273,321	475,192
親会社株主に帰属する四半期純利 益又は親会社株主に帰属する四半 期(当期)純損失( ) (千円)	120,842	1,982,575	150,043
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	106,735	1,956,088	177,389
純資産額 (千円)	13,634,962	11,291,135	13,394,837
総資産額 (千円)	68,189,383	60,779,801	60,371,629
1株当たり四半期純利益金額又は 四半期(当期)純損失金額( ) (円)	2.03	33.08	3.48
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	20.0	18.6	22.2

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 第13期第1四半期連結累計期間及び第12期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、当社は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

4. 第12期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、当社は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

##### 経営成績

当第1四半期連結累計期間（2020年4月1日～2020年6月30日）における日本経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症という）の拡大により景気が急速に悪化し、3月以降は外国人の国内への入国制限によりインバウンド需要がほぼ消失いたしました。特に4月7日の緊急事態宣言発出にともない、営業活動や外出の自粛要請が出されたことにより、社会経済活動に対する制約が発生し、経済動向は不確実性を増しております。

このような環境下において、当社グループは、2020年3月25日に創立100周年を迎え、グループの継続的な成長で次の100年も信州をコアとする生活関連リーディングカンパニーとしての存在感を高める、グループの役割を生活総合産業と位置付け、既存事業の延長線でない営業エリア及びサービスの未開拓分野を深耕する、を経営の方向性として推進することを目指してまいりました。しかし、現下の感染症の影響が甚大であり、今後の影響を想定することが困難であることから、環境変化に即応する企業体質へ変革するため事業構造改革や生産性向上などに取り組んでまいります。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、連結営業収益21,064,395千円（前年同期比14.6%減）、連結営業損失1,180,540千円（前年同四半期は153,313千円の営業利益）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

##### a. 運輸事業

バス事業は、感染症対策として、バス車内の換気や消毒及び乗務員のマスク着用や飛沫感染防止シートなどの対策を徹底しておりますが、緊急事態宣言に伴う県内外移動の制限により、主力の高速バスにおいて4月6日より減便及び運休を余儀なくされたほか、自治体による学校休校措置や外出自粛要請などが影響し大幅な減収となりました。

タクシー事業は、外出自粛要請に伴い生活利用及び観光客利用が大幅に減少したことに伴い、計画的に稼働台数を減少させたことから大幅な減収となりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、営業収益842,422千円（前年同期比73.4%減）、営業損失1,103,501千円（前年同四半期は205,187千円の営業損失）となりました。

##### b. 流通事業

流通事業は、運営する61店舗（うちフランチャイズ1店舗）のスーパーマーケット事業において、感染症拡大による不要不急の外出自粛要請に伴う「巣ごもり」及び「内食」需要が喚起され、足元の売上は大きく伸びました。また、感染症の拡大防止のための施策としましては、営業時間の短縮、レジでの飛沫感染防止シートの設置、総菜の個別包装への変更などの対策を講じております。

損益面では、折込チラシ等の販売活動を自粛したことより宣伝広告費が減少した一方で、感染症に対するお客様や従業員の安全・安心を確保するため衛生管理用品の店舗内設置を進めたことなどから備品消耗品費などが増加いたしました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、営業収益19,290,290千円（前年同期比8.3%増）、営業利益655,499千円（前年同期比82.3%増）となりました。

##### c. レジャー・サービス事業

ホテル・旅館事業は、政府および自治体から出された外出自粛要請等を受け、一部の施設では臨時休業及び「3密」回避のため稼働客室数を制限する対策を実施したことなどから、ホテル及びレストランの利用客数は大幅に減少いたしました。

サービスエリア事業は、県内イベント等の中止に加えゴールデンウィークを含めた休日における利用客が大きく減少いたしました。

旅行事業は、感染症が国内外で拡大したことにより、旅行需要が激減し、個人及び団体旅行ともにキャンセルや出控えが相次いで発生したことにより大幅な減収となりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、営業収益488,611千円（前年同期比84.6%減）、営業損失610,600千円（前年同四半期は115,884千円の営業利益）となりました。

**d. 不動産事業**

別荘分譲地管理事業は、感染症の拡大の影響により、営業活動を自粛したため、新規分譲販売は低調に推移いたしました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、営業収益256,658千円（前年同期比19.0%減）、営業利益11,866千円（前年同期比42.9%減）となりました。

**e. その他のサービス事業**

自動車整備事業は、クリアー車検の入庫台数減少及びカー用品販売の低迷により減収となりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、営業収益346,974千円（前年同期比27.0%減）、営業損失1,787千円（前年同四半期は38,129千円の営業利益）となりました。

**財政状態****（資産合計）**

当第1四半期連結会計期間末における資産総額は60,779,801千円となり、前連結会計年度末に比較して408,172千円増加いたしました。これは、主に資金調達に伴う現金及び預金の増加、減価償却に伴う有形固定資産の減少などによるものであります。

**（負債合計）**

当第1四半期連結会計期間末における負債総額は49,488,666千円となり、前連結会計年度末に比較して2,511,874千円増加いたしました。これは、主に資金調達に伴う1年内返済予定の長期借入金の増加によるものであります。

**（純資産合計）**

当第1四半期連結会計期間末における純資産総額は11,291,135千円となり、前連結会計年度末に比較して2,103,701千円減少いたしました。これは、主に親会社に帰属する四半期純損失の計上に伴う利益剰余金の減少によるものであります。

**(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題**

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

**(3) 研究開発活動**

該当事項はありません。

**3 【経営上の重要な契約等】**

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 第3【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
種類株式 B	3,000,000
計	100,987,960

(注) 会社法下では、発行可能種類株式総数の合計は発行可能株式総数と一致する必要はないと解され、当社におきましても発行可能種類株式総数と一致いたしません。

## 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	59,928,460	59,928,460	非上場	当社は単元株制度は採用しておりません。
種類株式 B	2,886,000	2,886,000	非上場	当社は単元株制度は採用しておりません。 (注)
計	62,814,460	62,814,460	-	-

(注) 種類株式Bの内容は次のとおりであります。

## 1. B種株式に対する剰余金の配当

(1) 当社は、剰余金の配当がその効力を生ずる日における当社の会社法(平成17年7月26日法律第86号。その後の改正を含む。)第461条第2項所定の分配可能額の範囲内で、B種株式を有する株主(以下、「B種株主」という。)又はB種株式の登録株式質権者(以下、「B種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、下記(2)に定める額の金銭(以下、「B種配当金」という。)を支払う。ただし、2018年3月31日を基準日とするB種株式に対する剰余金の配当については、普通株主又は普通登録株式質権者と同順位かつ平等の割合の額にて支払われる。

## (2) B種配当金

1株あたりのB種配当金は、B種株式1株あたりの払込金額に、2.0%の配当率を乗じて算出した額とする。

## (3) 非累積条項

ある事業年度において、B種株主又はB種登録株式質権者に対して配当する剰余金の額がB種配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

## (4) 非参加条項

B種株主又はB種登録株式質権者に対しては、B種配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、2018年3月31日を基準日とするB種株式に対する剰余金の配当についてはこの限りではない。

## (5) 期末配当以外の剰余金の配当

B種株主又はB種登録株式質権者に対しては、当会社定款第41条に定める剰余金の配当以外の剰余金の配当は行わない。

## 2. 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産を分配するときは、B種株主又はB種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種株式1株につき、1,000円に経過B種配当金相当額(下記(2)に定義される。)を加算した額を支払い、かかる残余財産の分配を行った後、残余する財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対し、残余財産の分配を行う。

(2) 本項において、「経過B種配当金相当額」とは、残余財産分配日の属する事業年度におけるB種配当金の額を当該事業年度の初日から残余財産分配日までの日数(初日及び残余財産分配日を含む。)で1年を365日として日割計算した額をいう。

(3) B種株主又はB種登録株式質権者に対しては、上記の他、残余財産の分配を行わない。

3. 特定の株主からの取得

- (1) 当社は、法令の定めに従い、特定の株主との合意によってB種株式の全部又は一部を有償で取得することができる。
- (2) B種株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項及び第3項の規定を適用しない。

4. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、B種株式について株式の併合又は分割は行わない。
- (2) 当社は、B種株主に対しては、会社法第185条に規定する株式無償割当て又は同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づく株式の割当てを受ける権利又は同法第241条第1項に基づく新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5. 金銭を対価とする取得条項

当社は、2019年6月26日以降、当社の取締役会が別に定める日の到来をもって法令上可能な範囲で、B種株式1株につき1,000円に経過B種配当金相当額を加算した額の金銭を交付するのと引換えに発行済みのB種株式の全部又は一部を取得することができる(この場合、「残余財産分配日」を、「取得条項の効力発生日」と読み替えるものとする。)。当社がB種株式の一部を取得するときは按分比例の方法により行う。

6. 議決権

B種株主は、株主総会において議決権を有しない。

7. 種類株主総会

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、B種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

8. 譲渡

譲渡によるB種株式の取得については、当会社取締役会の承認を必要とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日	-	62,814,460	-	322,000	-	1,022,000

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## ( 6 ) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	種類株式 B 2,886,000	-	「1(1) 発行済株式」の脚注を参照
無議決権株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 59,928,460	59,928,460	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	62,814,460	-	-
総株主の議決権	-	59,928,460	-

## 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。



## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,438,161	5,566,615
受取手形及び売掛金	1,639,722	1,013,886
商品及び製品	1,973,406	2,016,698
原材料及び貯蔵品	212,310	210,637
分譲土地等	1,391,889	1,381,896
その他	1,533,690	1,266,933
貸倒引当金	3,903	3,118
流動資産合計	10,185,277	11,453,549
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	24,875,017	24,581,944
機械装置及び運搬具(純額)	690,950	723,149
土地	11,229,889	11,229,889
リース資産(純額)	4,502,801	4,117,447
建設仮勘定	2,565	12,160
その他(純額)	711,149	675,579
有形固定資産合計	42,012,372	41,340,171
無形固定資産		
のれん	1,076,332	1,003,492
その他	2,224,193	2,213,672
無形固定資産合計	3,300,525	3,217,165
投資その他の資産		
投資有価証券	338,573	351,330
関係会社株式	491,046	482,915
長期貸付金	28,008	27,908
繰延税金資産	1,269,776	1,203,846
その他	2,765,806	2,722,364
貸倒引当金	19,757	19,448
投資その他の資産合計	4,873,453	4,768,916
固定資産合計	50,186,351	49,326,252
資産合計	60,371,629	60,779,801

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,548,241	4,270,830
短期借入金	-	1,400,000
1年内返済予定の長期借入金	4,849,812	7,849,812
リース債務	1,507,441	1,450,192
未払法人税等	65,420	52,966
賞与引当金	563,401	779,449
その他	3,866,947	3,736,424
流動負債合計	15,401,264	19,539,675
固定負債		
長期借入金	21,697,013	20,470,346
リース債務	3,654,272	3,283,865
繰延税金負債	6,285	6,285
資産除去債務	2,214,974	2,211,768
役員退職慰労引当金	229,103	238,927
その他	3,773,878	3,737,797
固定負債合計	31,575,528	29,948,990
負債合計	46,976,792	49,488,666
純資産の部		
株主資本		
資本金	322,000	322,000
資本剰余金	4,704,379	4,704,379
利益剰余金	8,454,580	6,324,392
株主資本合計	13,480,960	11,350,772
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,675	7,451
繰延ヘッジ損益	84,448	67,087
その他の包括利益累計額合計	86,123	59,636
純資産合計	13,394,837	11,291,135
負債純資産合計	60,371,629	60,779,801

## (2)【四半期連結損益及び包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
営業収益	24,668,822	21,064,395
営業費		
運輸事業等営業費及び売上原価	17,600,045	16,124,532
販売費及び一般管理費	6,915,462	6,120,403
営業費合計	24,515,508	22,244,935
営業利益又は営業損失( )	153,313	1,180,540
営業外収益		
受取利息	4,528	1,352
受取配当金	4,974	5,191
その他	21,101	29,779
営業外収益合計	30,604	36,322
営業外費用		
支払利息	87,095	80,498
持分法による投資損失	6,372	4,499
シンジケートローン手数料	3,112	41,362
その他	19,462	2,744
営業外費用合計	116,043	129,103
経常利益又は経常損失( )	67,874	1,273,321
特別利益		
固定資産売却益	11,378	3,499
補助金収入	22,503	46,163
その他	-	360
特別利益合計	33,881	50,022
特別損失		
固定資産除却損	10,102	619
解体撤去費用	-	1,348
固定資産圧縮損	19,279	-
減損損失	-	29,399
災害による損失	-	615,413
その他	-	6,632
特別損失合計	29,381	653,412
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	72,375	1,876,711
法人税、住民税及び事業税	70,808	52,086
法人税等調整額	119,274	53,778
法人税等合計	48,466	105,864
四半期純利益又は四半期純損失( )	120,842	1,982,575
(内訳)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失( )	120,842	1,982,575
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	482	9,345
繰延ヘッジ損益	12,888	17,360
持分法適用会社に対する持分相当額	735	218
その他の包括利益合計	14,106	26,486
四半期包括利益	106,735	1,956,088
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	106,735	1,956,088

## 【注記事項】

## (追加情報)

## 1. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## 2. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて

当第1四半期連結累計期間において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについては、当第1四半期連結累計期間の実績を加味して、繰延税金資産の回収可能性の判断や減損損失の判定などに反映しております。

## (四半期連結貸借対照表関係)

## 1. 保証債務

## (1) 金融機関からの借入に対する債務保証

	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)	
四季の森別荘地オーナー	12件	44,672千円	12件	42,632千円

## (2) リース債務保証

	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)	
その他取引先	3件	1,588千円	4件	1,381千円

## 2. リボルビング・クレジット・ファシリティ契約及びコミットメントライン契約並びに当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行9行とリボルビング・クレジット・ファシリティ契約、取引銀行1行とコミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
リボルビング・クレジット・ ファシリティ極度額の総額	- 千円	5,000,000千円
コミットメントライン極度額の 総額	- 千円	3,000,000千円
当座貸越極度額の総額	1,500,000千円	1,500,000千円
借入実行残高	- 千円	4,400,000千円
差引額	1,500,000千円	5,100,000千円

## (四半期連結損益計算書関係)

## 災害による損失

前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

新型コロナウイルス感染症の影響による、バス・タクシー車両の休車及びホテル・旅館施設等の休業期間中の人件費、賃借料、減価償却費等の固定費であります。

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	974,590千円	916,875千円
のれんの償却額	72,839千円	72,839千円

## (株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

## 1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	178,465	3	2019年3月31日	2019年6月27日	利益剰余金
	種類株式B	57,720	20	2019年3月31日	2019年6月27日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

## 1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	89,892	1.5	2020年3月31日	2020年6月25日	利益剰余金
	種類株式B	57,720	20	2020年3月31日	2020年6月25日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					合計
	運輸	流通	レジャー・サービス	不動産	その他のサービス	
営業収益						
外部顧客への営業収益	3,147,448	17,816,194	3,149,935	275,133	280,110	24,668,822
セグメント間の内部営業収益又は振替高	21,057	3,848	27,737	41,899	195,110	289,653
計	3,168,506	17,820,042	3,177,672	317,033	475,221	24,958,475
セグメント利益又は損失( )	205,187	359,669	115,884	20,789	38,129	329,284

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	329,284
セグメント間取引消去	60,976
全社費用(注)	227,375
未実現利益の調整額	9,571
四半期連結損益及び包括利益計算書の営業利益	153,313

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第1四半期連結累計期間において、該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					合計
	運輸	流通	レジャー・サービス	不動産	その他のサービス	
営業収益						
外部顧客への営業収益	834,847	19,287,533	485,721	209,880	246,411	21,064,395
セグメント間の内部営業収益 又は振替高	7,574	2,756	2,890	46,778	100,563	160,562
計	842,422	19,290,290	488,611	256,658	346,974	21,224,957
セグメント利益又は損失( )	1,103,501	655,499	610,600	11,866	1,787	1,048,523

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の  
主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	1,048,523
セグメント間取引消去	72,658
全社費用(注)	202,924
未実現利益の調整額	1,750
四半期連結損益及び包括利益計算書の営業損失	1,180,540

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
(固定資産に係る重要な減損損失)

(単位:千円)

	運輸	流通	レジャー・サービス	不動産	その他のサービス	全社・消去	合計
減損損失	29,399	-	-	-	-	-	29,399

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額( )	2.03円	33.08円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額( ) (千円)	120,842	1,982,575
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額( )(千円)	120,842	1,982,575
普通株式の期中平均株式数(千株)	59,488	59,928
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式は存在しておりますが、当社は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。また、前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在しておりますが、当社は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月12日

アルピコホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

松本事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山元 清二 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 山中 崇 印  
業務執行社員

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアルピコホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アルピコホールディングス株式会社及び連結子会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。